

月刊AMCPレポート

AMCパートナーズ株式会社
AMCパートナーズ税理士法人
〒541-0054 大阪市中央区南本町2-3-8
Tel:06-6262-2256/Fax:06-6262-2257
【AMCPグループ】 <http://www.amcp.biz/>

財務 VOL.129

(令和1年12月28日発刊)

速報概説！「令和2年度 税制改正大綱」

今号では「令和2年度税制改正大綱」につき要点解説いたします。

1. NISA制度の見直し

「一般NISA」「つみたてNISA」の制度は、ともに投資できる期間がそれぞれ5年延長されますが、(一般NISAは令和10年、つみたてNISAは令和24年まで)利用実績の乏しい「ジュニアNISA」は、予定通り令和5年で投資可能期間が終了となります。

「一般NISA」については現行の投資可能期間終了後、令和6年より、新制度として内容が変更されます。具体的には、現行120万円の非課税枠を、①一階部分(限度額20万円)と②二階部分(限度額102万円)に分け、①については「つみたてNISA」と同様の投資商品(低リスクの投資信託等)、②については従来通り上場株式等を対象とした投資商品となり、原則として①へ投資した場合に限り、②への投資ができることとし、「一般NISA」利用者にも積立投資を誘導する内容となっています。

また、これにより投資可能期間(5年間)での投資上限額が600万円から610万円(122万円×5年)に引き上げられます。投資可能期間は令和6年から令和10年まで、非課税期間は5年間です。

2. 確定拠出年金制度等の見直し

老後資産積立のため税制上最も優遇された当制度の拡充です。

[1]加入可能年齢(掛け金拠出期間)の見直し

これまで原則60歳までだった掛け金拠出期間について、企業型は70歳、個人型(iDeCo)は65歳まで延長され、より多くの掛け金を老後資金に積み立てることが可能となります。

※中小企業の役員・従業員、個人事業主・従業員も個人型に該当

[2]受給開始時期の選択肢の拡大

受取開始時期については、これまで60歳～70歳の間での選択であったものが、70歳以降の選択も可能となります。

3. 寡婦(夫)控除の見直し

寡婦(夫)控除については、男女差や婚姻歴の有無による不公平を同時に解消するため以下の改正がされます。

①未婚のひとり親に寡婦(夫)控除を適用

②寡婦に寡夫と同様の所得制限(所得500万円/年収678万円)

③子ありの寡夫の控除額を子ありの寡婦と同額に(所得税:27万円⇒35万円、個人住民税:26万円⇒30万円)

④住民票の続柄に「夫(未婚)」「妻(未婚)」の記載があるもの(事実

婚状態のもの)を対象外

※所得税は令和2年、住民税は令和3年分より適用

4. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長

地方創生応援税制を令和7年3月31日まで5年間延長し、税額控除割合を3割から6割へ引き上げます。これにより、実質9割の節税効果が得られることとなります。

ただし、個人のふるさと納税とは異なり返礼品のような経済的なり益は得られず、また内閣府が認定した特定の寄附に対するものに限定されること、一部対象外となる市町村がある点にもご注意ください。

5. 居住用賃貸物件の取得に係る

消費税の仕入税額控除制度の見直し

金の売買を繰り返し、本来は消費税の控除の対象にならない居住用建物に係る消費税の還付を受けるスキーム(いわゆる“金地金スキーム”※1)について

て、ついに対策が講じられました。

(※1)住宅の貸付に係る収入は本来、非課税売上であるため、その建物の取得に係る消費税についても仕入税額控除が適用されず、本来は消費税の還付を受けることはできません。しかし、金地金の売買等を繰り返し、多額の課税売上を計上することで、その消費税の全部又は一部について還付を受けるスキームをいいます。

令和2年10月1日以後取得(令和2年3月31日以前契約締結のものを除く)の居住用賃貸建物に係る課税仕入れについて、仕入税額控除の適用を認めないこととされました。ただし、住宅の貸付に供しないことが明らかな部分については、従来通り、仕入税額控除の対象とすることが可能です。

また、その後一定期間内に事業用として貸付又は譲渡の場合には、その貸付や譲渡の対価の金額を基礎として計算した額を調整計算し控除できます。

6. 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例

海外高額不動産投資を用いた節税法にも措置が講じられました。

これは、中古耐用年数の簡易計算方法によって、耐用年数が極端に短くなる海外物件を購入し、多額の減価償却費の計上により生じた損失を給与などの総合課税所得と相殺することで所得税・住民税(最高55.945%)の圧縮を行い、取得後5年経過後に譲渡することで20.315%の低い税率で課税関係を終了(譲渡所得となり分離課税)させて税負担を軽減するという節税法で、主に、耐用年数を経過した中古建物にも高額の価値が付く海外物件で広く利用されてきました。

今回、個人が令和3年以後に、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合、その不動産所得の金額の計算上損失の金額がある時は、その損失の金額うち国外中古建物の減価償却費に相当する部分の金額は生じなかつたものとみなすこととされました。

なお、上記の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合には、取得費から控除する償却費の累計額から、なかつたものとみなされた償却費は除かれます(損失にならなかつた分、取得費が増える)。

7. 国外財産調査制度等の見直し

令和2年分以後の国外財産調査等について、以下の通り改正されます。

[1]相続国外財産に係る相続直後の国外財産調査等への記載の柔軟化

相続があった年の12月31日において有する国外財産に係る国外財産調査等については、その相続又は遺贈により取得した国外財産を記載せずに提出可能となります(財産債務調査における相続財産についても同様)

※令和2年分以後の国外財産調査書や財産債務調査について適用

[2]国外財産調査の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置の見直し

これまで相続税については修正申告等があった場合について、国外財産調査の不提出・記載不備があったとしても加算税の加重措置の対象外となっていましたが、今後は加重措置の適用対象となります。ただし、相続人の責めに帰すべき事由がない(知らなかつたなど)場合は除きます。

[3]関連資料不提示等の場合の加算税の加重措置等の特例の創設

国外財産に係る申告漏れが生じた場合、該当資産が国外財産調査書に記載されているか否かによって、加算税の率が加算されたり軽減されたりしますが(本来10%が15%、あるいは5%に)、この制度に加えて、今回新たに、国外財産の取得、運用、処分に関連する書類の提示または提出を国税庁等職員から求められた場合に、その要請に応じなければ、上記加算税の加重措置について、さらに5%相当のペナルティが課されることとなりました。

※上記[2][3]の改正は、令和2年分以後の所得税、又は令和2年4月1日以後の相続等により取得する財産に係る相続税について適用